

## 第5期 雲南市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 平成27年4月23日(木) 13:30~15:40

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(33名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	15番 青木征温	16番 内部武雄	19番 白築美雄
20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也
24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典
28番 川上蘆求	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	32番 小田久義
33番 藤原 好	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明
37番 加藤一郎			

4. 欠席委員(4名) 14番 高田 耕 17番 柳原昌広 18番 白築 進  
29番 山本裕子

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第63号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第64号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第66号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第69号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は33名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第10回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、19番白築美雄委員、20番中西康一委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
会 長	<p>先ほど、平成26年度永年勤続農業委員表彰を伝達したところでございますが、過般開かれまして県の農業会議総会において、雲南市から4名の方が永年勤続で表彰されました。ご同慶に堪えない所でございますが、今後とも雲南市の農業委員会のために、そして、農家のために農業委員として更なる努力をし、活躍をなされることを心からお願いをすると同時にお祝いを申し上げるところでございます。誠におめでとうございます。</p>
議 長	<p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について</li> <li>・合意解約届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・農地法第5条第1項の規定による届出による受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
21番	<p>21番嘉本です。平成26年度の農業者年金加入推進につきまして、委員の皆様にお世話になりありがとうございました。3月24日の総会後に責任者会議を行いました。状況等を取りまとめたところでございます。該当の方がたくさんおられない状況です。また、この方にとってあたってみたところ、その方にとっての状況等もありました。それと皆様方もご承知と思いますが、なかなか月2万円は大変だということもあってこちらが思うような状況にはなっていないということでございます。昨年の12月から今年の3月までの短期間に、忙しい中をお世話になりました。大東町で1</p>

発信者	議 事 録 要 旨
21番	<p>名の方に加入いただきました。平成25年度から平成27年度まで4名の加入推進の目標がありまして、25年度に1名の加入がありましたので、あと2名の目標があります。引き続き何とか加入に結びつけたいと思います。</p>
議 長	<p>事務局及び農業者年金加入推進部長から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第63号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをご覧ください。「議第63号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、外1筆、地目は登記簿・畑、現況・荒廃農地が1筆、登記簿・田、現況・原野が1筆、面積は合計で728㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん外10名、非農地の事由は、「現況が農地ではなく山林原野化しているため」ということです。農地について1筆は荒廃農地で赤となっていました、もう1筆について大半は原野化していますが部分的に平地もあり、赤の判断にはなっておらず農業委員3名で確認をお願いしました。平成27年4月7日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、△△委員、□□□委員です。</p> <p>共有の場合の地目の変更については法務局では共有者全員の同意までは必要なくそのうち一人の申請で足りることになっています。これはあくまでも現況にあわせることが基本であるという考えに基づいているものです。本非農地証明申請につきましても共有者全員の同意までは必要としないという取り扱いとしているところです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第63号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第63号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」であります。議案書は12ページから17ページです。</p> <p>初めに参考資料1の3ページをご覧ください。この資料は、改正農地法による遊休農地の流れについて昨年県が説明されたものです。非農地通知は、利用状況調査でB分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に対して、農業委員会が総会で議決し非農地判断を行うものです。非農地判断を行ったものは非農地通知をし、農地台帳の整理を行うこととなります。</p> <p>同じく参考資料1の1ページをご覧ください。非農地通知は今回初めての議案となります。県内では、昨年の平成26年12月に斐川町農業委員会で初めて非農地通知の取組をされました。雲南市農業委員会は、斐川町はじめ他県の先進地の事案をも</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>とにこの度モデル的に取り組みました。昨年の平成26年12月総会において、非農地通知の取り組みにご協力いただける方を募集し、3人の方が申し出られ協力いただきました。本来ですと荒廃農地を解消していくべきですが、筆数や面積も多くなり、また状況も変化しており、解消は難しいのが実態であります。こうした中、整理する段階にきているのではないかとの意見もいただきましたので、今回モデル的に取り組み今後検討していきたいと思えます。</p> <p>1ページの3にありますように、1月から2月にかけて3人の農業委員さんと対象農地の協議を行い、「農地・非農地の判断対象地リスト」を作成しました。これをもとに、農林振興課、法務局などと事前協議、確認を行いました。</p> <p>その後、2月下旬から3月上旬に3人の農業委員さんとそれぞれの対象地の現地を事務局と複数で現地確認を行いました。非農地の判断理由は、2ページの5.【参考：非農地の判断理由】農地法の運用第4（3）をご覧ください。「(ア)その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。(イ)(ア)以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」の2点です。また、現地確認についてですが、利用状況調査でB分類に区分したものについては、昨年の平成26年4月に改正された農地法の運用によりますと、現地確認を行うことは必要でなくなりました。しかし、雲南市農業委員会では、トラブル防止等のために担当農業委員1名と事務局の複数で確認することといたしました。非農地の判断理由と非農地の現地確認については、平成27年2月の総会で、雲南市農業委員会の内規の修正を行い対応したところです。</p> <p>そして、現地確認で、山林、原野の非農地と農地とに区分しました。実際に、非農地区区分を行わず農地と区分したものもいくつかありました。非農地区区分した農地については、農業委員さんに事前通知書を持参して所有者に説明いただき、同意書を取っていただきました。その結果、1ページの上段の表にありますように、23人の61筆、面積67,276㎡について、今回の総会で非農地判断の審議をいただきます。非農地判断し承認いただいたものについては、所有者へ非農地通知書を送付します。また、市長部局、県、法務局へは非農地通知一覧を送付することとなります。</p> <p>それでは、議案書の13ページから17ページをご覧ください。</p> <p>初めに、番号1番から5番は、〇〇町〇〇、△△地区、5件の5筆で、面積は8,097㎡、確認は□□委員です。</p> <p>次に、番号6番から16番は、〇〇町〇〇、△△地区、11件の40筆で、面積は42,558㎡、確認は□□委員です。</p> <p>次に、番号17番から23番は、〇〇町〇〇、△△、△△地区、7件の16筆で、面積は16,621㎡、確認は□□委員です。</p> <p>たくさんありますので一つひとつ説明はしませんが、例えば、議案書13ページの番号1番をご覧ください。所在は〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・原野、1筆、面積は813㎡で農振区分は農用地です。所有者は□□□□さん、連絡者は△△△△さんです。所有者の意向は非農地、判断の理由は先ほど説明しました資料1の農地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>法の運用でありまして、この案件は農地法の運用第4（3）アです。その後の状況は山林で、非農地後に登記地目の見込みです。所有者が非農地通知により法務局で地目変更手続きをされる必要があります。そして、最終的には登記官が判断されます。この案件の写真は11ページの1番上でして、竹林です。竹林は法務局に確認したところ、山林に該当するという事です。</p> <p>補足ですが、初めに議案書の14ページの10番についてです。図面は19ページをご覧くださいと11筆まとまっておりますが、23ページの写真3枚をご覧くださいと奥に入れない状況でありまして、1枚の写真に複数の筆を記載しているものもあります。続きまして、図面の21ページの真ん中の写真をご覧ください。この木は杉でして、植林等もあったところです。これまで、皆様方にお話しする中では、植林は転用での対応をお願いしているところです。県へも確認し人為的な手によって転用を行ったものは、転用をしなければいけないということです。ただし、一部に植林があるものは今回の非農地通知にあげておりますのでご承知ください。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>なお、「議事参与の制限」に該当する番号15番を除く案件についてご審議をいただきます。質疑はございませんか。</p>
15番	<p>15番青木です。整理しなければいけないことで非常にいいことだと思います。地目を山林等に変更されなければいけないと思いますが、これから先のことはどのようにされますか。</p>
事務局	<p>まず、本人に非農地通知を出します。あわせて法務局への登記地目変更のやり方のわかりやすいものを送ります。事務局では、非農地台帳を整備します。また、地域農業対策委員会で今後の対応をご協議いただきたいと思います。</p>
15番	<p>どっちみち本人に登記をやらしてもらわなければいけないということですが、お金もかかりますしそこらあたりがどうなるのかということです。指導をお願いします。</p>
事務局	<p>地目変更はお金がかかりません。</p>
会 長	<p>地元の農業委員から所有者の方に手続きの指導をいただければ幸いです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」番号15番の案件を除く各件について、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」番号15番の案件を除く各件については、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に該当する番号15番の案件についてご審議をいただきます。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番△△委員にはご退席願います。</p> <p>( △△委員 退席)</p>
議 長	<p>先ほど事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
1 番	<p>1番渡部です。△△さんは〇〇地区の□□の在住ですが、親戚さんから譲り受けられた土地が〇〇にありまして、そこが荒廃しており外していくという経過でございます。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員からから説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」番号15番の案件については、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第64号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」番号15番の案件については、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>32番△△委員にはご着席願います。</p> <p>( △△委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第65号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページをご覧ください。「議第65号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は232㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営規模の縮小のため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り400,000円、確認は〇〇委員です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は129㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営規模の縮小のため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り400,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が1筆、面積は合計1,203㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人から取得したい旨の話があったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り300,000円、確認は〇〇員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が1筆、面積は合計536㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人から取得したい旨の話があったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り300,000円、確認は〇〇委員です。申請番号3番、4番の案件についてはそれぞれ交換することによりお互いがより近いところで耕作できるようになるということです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、1筆、面積は3,207㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため。」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り100,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田が1筆、登記簿・現況とも畑が3筆、登記簿・田、現況・畑が1筆の合計5筆、面積の合計は2,172㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「所有農地を全て耕作するのは困難なため、一部を譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は親戚ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、1筆、面積は1,540㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで、申請事由は、「土地交換により譲渡する」ということです。本土地は11名の共有名義となっているもので□□□□さん名義の部分、持ち分2400分の220の部分について譲渡され、共有の中からはずれられるものです。譲受人は、共有者の関係の方で〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。持ち分が増えるということで、実際のところは1筆を共有者で耕作しますので経営面積が増えるということではございません。土地代は交換ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号 8 番、〇〇町〇〇△△-△、外 1 2 筆、地目は登記簿・現況とも田が 4 筆、地目は登記簿・現況とも畑が 9 筆、面積は合計 6,362 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「病気により耕作が困難になったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 300,000 円 2 筆、その他の農地については 100,000 円、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号 9 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は 3,155.62 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の解除条件付き使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「借受人からの申し出のため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、営農型太陽光発電事業を実施する」ということです。土地代は事業主と土地所有者が関係者ということで無償です。確認は〇〇委員です。この案件は、後ほど 5 条の申請でできますが、農地に営農型太陽光発電設備を設置される計画で 3 条による貸借契約が必要になっています。事業主の株式会社△△△△は農業生産法人ではないため、解除条件を付した貸借契約を結ぶことにより農地を借り受け営農できることになっております。参考ですが、現在の耕作面積は、2 筆で 5,500 m<sup>2</sup>です。また、参考資料 2 「営農型発電設備の設置についての農地法第 3 条第 1 項の許可の取り扱いについて」をご覧ください。この場合土地の所有者と事業主が異なっていますので、3 条許可が必要だということの通知があったところです。</p> <p>申請番号 10 番、〇〇町〇〇△△-△、外 1 筆、地目は登記簿・現況とも田で面積は合計 3,067 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢となり又、遠方に居住しており耕作が困難になったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 88,000 円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、10 件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>(無しの声あり)</p> <p>22番 22番渡部です。先ほど事務局から説明がありました申請番号9番、参考資料2の案件について、今一わかりにくかったですが、農地を営農しながら太陽光発電するという両方やる意味ですか。</p> <p>事務局 営農型太陽光発電設備ということで後ほど5条でも出てまいります、下の方では作物を作付けされるということになっています。上部については太陽光パネルということで、その部分については3条許可により借受けるという形をとっています。おっしゃるとおり太陽光発電と作物の作付けと両方しなければならないと、農地であるものについて営農しながら太陽光発電をするというものであります。</p> <p>15番 15番青木です。今の件についてです。どういう形で太陽光発電をし、どこで営農をやるのですか。</p> <p>事務局 後ほど5条で説明させていただきますが、図面の117ページをご覧ください。太陽光パネルの高さが低いところで184cm、高いところで約200cm、ここに小さいトラクターや管理機が入ります。そこで営農される形です。今まで許可申請があった設置型の太陽光パネルはここまでの高さはありませんでした。</p> <p>15番 完成の暁にはぜひ現地の視察研修を計画してもらえませんか。</p> <p>事務局 現地は、株式会社□□□□のちょうど裏側にハウスがあります。今はブルーンを作っておられます。年数も経過し生育が悪いということもあり、このブルーンの場所に太陽光パネルを考えられたということです。完成後には視察研修もできるかと思えます。</p> <p>会 長 全県下では、営農型太陽光発電設備の大規模なものできております。営農型というのは、柱の基礎部分ほどの面積が一時転用という形でそれを最終的には元に戻すということです。太陽光パネルを設置して下の方で農作業をするということですが、なんでも作物はできません。松江市や石見から出てきたのは、千両や榊といった日陰を好む作物を作られています。</p> <p>議 長 他に質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 6 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第 6 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第 6 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4 2 ページをご覧ください。「議第 6 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計 41.99 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「墓地を移転し新設するため及び管理地として利用するため」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇△△-△外 2 筆、地目は登記簿・田、現況・畑、申請面積は合計 689.90 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張・墓地で、農業用施設 1 棟 60 m<sup>2</sup>、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「農業用施設用地としたい。また、墓地の移転をしたい」とのことです。平成 2 6 年 1 月 2 1 日、平成 2 6 年 6 月 2 日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「JR △△駅が概ね 5 0 0 メートル以内にあるため、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は申請番号 1 番と同じです。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 58.90 m<sup>2</sup>です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、転用理由は、「現在の墓地は、山中にあり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい。また周囲に管理地と進入路を設けたい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は 1 番と同じです。</p> <p>申請番号 4 番と 5 番は、同一の申請案件で、図面の 9 8 ページからを参考にご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は260㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は集会所1棟110.55㎡、倉庫1棟8.41㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由は、「△△集会センター敷地、倉庫及び貸駐車場として利用したい」とのことです。こちらは始末書が提出されており、昭和58年に集会センター、倉庫、駐車場を建築し利用してきた」ということです。平成26年1月21日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・宅地、面積は40㎡のうち138.5㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は集会所1棟110.55㎡、倉庫1棟8.41㎡、駐車区画2台分を建設されます。転用理由、農地区分、土地代、確認委員、許可条項は先ほどの4番と同じです。</p> <p>以上、5件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
36番	<p>36番石橋です。この案件は、国体の民宿を受け合うところについては、集会所を建設して食事処として使ってもいいということで建設されたものです。その後は自治会に使わせるということで、財源は水力発電の電源立地交付金を使って食事するところを建てられました。その時に、田んぼを埋め立てて建てられ、集会所については登記もされています。その時点で、地主から駐車場に使うので一緒にしてほしいというお願いもしておられ、手続きがしてあるものと思っておられたそうです。いよいよ登記するにあたり何もなされていないということがわかりまして、今回の申請をされました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第66号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第66号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書27ページをご覧ください。「議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は363㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇町の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟66.08㎡を建設されます。転用理由は、「現在、〇〇市で生活しているが、申請人の実家の隣接地である申請地を借り受け、個人住宅を建築したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和55年から車庫及び進入路として利用してきた」ということです。農用地区域外で賃借料は無償、確認は△△委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は827㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は障がい者福祉施設で、福祉サービス事業所1棟315.32㎡を建設されます。転用理由は、「現在の施設が狭く申請地に事業所を建設する」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当たり2,600,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は規則第37条第1号に規定する「申請地に係る農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するために行われるもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は3,157㎡</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の内支柱部分の転用が 1.38 m<sup>2</sup>です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は営農型太陽光発電施設で、太陽光発電パネル 900 枚、1,464.21 m<sup>2</sup>、支柱 284 本、1.38 m<sup>2</sup>を建設されます。転用理由は、「太陽光発電施設の設置及び下部にシブキ、サカキ等を植え、販売と売電を行う」ということです。農用地区域内農地で期間は 3 年間、賃借料は無償、確認は〇〇委員、△△委員さんです。転用面積は 1,000 m<sup>2</sup>未満ですが、太陽光発電パネルの面積が 1,400 m<sup>2</sup>余ありますので二人の委員に確認いただいております。許可条項は「農地法施行令第 18 条第 1 項第 1 号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>以上 3 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>1 2 番△△です。申請番号 1 番についてです。事務局から説明がありましたように、周辺をコンクリートで固めてありまして、本人も深く反省しておられます。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 67 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
議 長	<p>議案書29ページ「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は大東町21件、加茂町2件、木次町4件、三刀屋町4件、吉田町8件の計39件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号28番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p>
	(休憩)
議 長	再開します。
議 長	最初に「議事参与の制限」に係る案件である申請番号28番を除く案件についてご審議をいただきます。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。大東町より願います。
10番	10番永井です。大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
15番	15番青木です。加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
13番	13番松原です。木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
19番	三刀屋町ですが、申請番号28番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
25番	25番錦織です。吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議長	次に、議事参与の制限に係る申請番号28番の案件についてのみ審議します。
議長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番□□委員にはご退席願います。</p> <p>( □□委員 退席)</p>
議長	それでは、申請番号28番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表していただきます。

発信者	議 事 録 要 旨
19番	19番白築です。三刀屋町ですが、申請番号28番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今、三刀屋町より協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第68号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号28番の案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>□□委員にはご着席願います。</p> <p>( □□委員 着席)</p>
議 長	それでは次に、「議第69号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書の46ページをご覧ください。「議第69号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」であります。</p> <p>議案書48ページ及び参考資料2をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書48ページの別表2、農地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△の9筆を加え、計62筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は参考資料3の4ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成27年4月23日告示としたいと考えております。また、変更後の空き家付対象物件は参考資料2の1ページのとおり、11物件から12物件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました但、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第69号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第69号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他報告事項】</p> <p>(1)平成26年度農業委員会活動報告について</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>(2)平成27年度農業委員会予算について</p> <p>(3)平成26年度雲南市農業委員会慶弔会計・会長交際費会計・事務局会計決算報告について</p> <p>(4)監査報告</p> <p>(5)平成27年度雲南市農業委員会慶弔会計予算(案)について</p> <p>(6)平成27年度雲南市農業委員会の体制及び活動計画について</p> <p>(7)市町村農業委員会会長会議・研修会の報告について</p> <p>(8)平成27年度農林振興課予算について</p> <p>(9)人・農地プラン検討委員の選出について</p> <p>(10)平成27年度雲南市標準農作業料金検討協議会委員(委託農家の代表・受託農家の代表)の選出について</p> <p>(11)農地台帳の公表について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_